

地方分権改革について

はじめに

日本の地方分権は、新たに始まった改革ではない。1995年に旧地方分権推進法が制定されて以来、政府を挙げた地方分権の取り組みにより、日本の自治制度・政府間関係は大きな制度変容を遂げた。機関委任制度の廃止や国の関与の縮減等を通じて、日本の中央地方関係は、制度理念の上では、「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変化したと説明されている。しかし、その過程で残された課題は多く、行政面だけではなく、財政面、立法面を含めた分権の実現が特に強く求められており、国民・住民のための地方自治を担うべき地方政府の確立に向けた分権改革が求められている。

分権改革は中央・地方関係を対象とする改革であり、従って、国家の統治制度改革という側面を持つ以上、それは、国家アクターによる制度設計と合意形成を経て初めて具現化される。しかも、地方分権という争点は、行政改革、政治改革、財政改革、規制改革といった諸改革とも関係するため、これらの改革が政治争点化する場合には、それに連動して各種の改革構造が提示され、こうした構造をめぐって改革の政治過程が展開されることになる。

中国は、改革開放政策を実施するに当たって、国内外の企業活動を活性化するためには、投資や貿易等に関する審査・許認可業務を一部地方政府に移し、「経済特別区」、「沿海開放都市」を設置した。経済発展のために、地方分権を推進することとなった。地方への権限移譲により、地方政府の権限は急速に拡大し、地域経済は迅速な発展を遂げることとなった。

なぜ地方分権改革なのか、日本の都道府県の課題及び地方分権改革推進のための基本原則と目指す方向性、道州制等の理解を図る。また、中国では地方への権限移譲により、沿海地域傾斜政策はどのように進められているか、その効果はどのようなものか、という点について考察する。

第1章 日本の現行都道府県制度

第1節 都道府県制度

都道府県は、日本における行政区分の一つである。市町村が「基礎的な地方公共団体」（地方自治法2条4項）とされるのに対して、都道府県は、「市町村を包括する広域の地方公共団体」（同条5項）とされ、広域にわたる事務や市町村に関する連絡事務などを処理する。日本全国は1787市町村（2008年7月1日現在。783市、811町、193村。）または23特別区にくまなく分けられ、すべての市町村及び特別区は47都道府県（1都、1道、2府、43県）のいずれか一つに包括される、二段階の地方制度である¹。

1888（明治21）年に47の都道府県の区域が確立されて以来、その名称、区域はほとんど変更されずに今日に至っている。日本の都道府県制度は、戦後改革で国の広域的地方制度である府県制から地方自治法に基づく地方公共団体へ、さらに地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止により一層自立した広域自治体へと変化してきた。そこで、市町村合併が進む中で、今後広域自治体としての都道府県はどうあるべきか、という課題がある。

¹ フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」

第2節 都道府県の課題²

第28次地方制度調査会答申「都道府県制度についての考え方」により、日本の都道府県の課題は次のとおりである。

- 1 平成の大合併等により、都道府県から事務権限の移譲が行われ、都道府県はその役割や位置づけの再検討に迫られている。また、都市の規模・能力に応じた事務移譲を一層推進する見地から指定都市のほかにも中核市・更に特例市の制度が創設されたことに加え、市町村合併を契機として指定都市等に指定される都市が増加していることも、都道府県の行政のあり方を問うものとなっている。

このように市町村合併の進展等は、都道府県の位置づけや役割に大きな影響を与えており、今後も更なる市町村合併の推進を図りつつ、広域自治体の存在理由や位置づけ、役割を改めて考え直すことが求められることとなる。

- 2 環境規制、交通基盤整備、観光振興等の広域的な対応、財政的制約による機能や資源の相互補完的な活用、地域産業の振興など、都道府県の区域を越える広域行政課題が増大している。

このような課題には、都道府県の区域を越える広域の圏域を単位として、広域的に分散する機能や資源の相互補完的な活用を促進する施策を講じることによって対処することが必要である。また、都道府県の区域を越えて企業や大学、研究機関等が密接なネットワークを形成し、地域の個性や優位性を活かした産業の創造や発展を目指す取り組みが進められている。さらに、圏域が海外の諸地域と直接結びつく動きも活発化している。しかしながら、このような取り組みを個々の都道府県が連携して行うという手法では、推進力や機動力に欠け、また海外に対するプレゼンスが弱いという指摘がなされている。

これらを踏まえるならば、都道府県の区域を越える広域行政課題に適切に対処し得る主体のあり方について、検討する必要がある。

- 3 都道府県の規模・能力を整え、国の事務を地方分権改革の担い手である広域自治体に移譲することが望ましい。

地方分権一括法により、国と地方の役割分担に関する基本的な原則が地方自治法に定められるとともに、国が果たすべき役割として、1) 国際社会における国家としての存立にかかわる事務、2) 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動または地方自治に関する基本的な準則に関する事務、3) 全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施³に関する事務が規定された。しかしながら、現に国が実施している事務を見れば、この考えを更に徹底する必要性は高い。更なる地方分権改革を推進する上で、広域自治体はその果たすべき役割に見合った事務を十分に担っていくためには、どのような規模・能力や体制であるべきか、検討が求められることとなる。

第2章 日本の地方分権改革

第1節 なぜ、地方分権改革なのか？

地方分権改革は、国のあり方、国のかたちそのものにかかる重要な政治改革でもあり、激動する国際社会において一層的確な対応が求められている。地方分権改革を推進するた

² 第28次地方制度調査会答申「第1 都道府県制度についての考え方」、平成18年2月28日

³ 地方分権改革推進委員会第1次勧告「一生活の視点に立つ地方政府の確立一」、平成20年5月28日

めに、地方分権改革推進委員会は、五項目を理由として挙げていた。

- 1 中央集権型行政システムの疲労——国と地方の役割分担を徹底して見直すことにより、行財政をめぐる国と地方の不明確な責任関係がもたらす両者のもたれあい状態から、早急に脱脚する必要がある。国は、国が本来やるべき仕事のみを専念して、国民・住民に最も親近なところで、行政のあり方を国民・住民がすべて自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない。このためにも住民に身近な基礎自治体について、さらなる体制の充実強化が必要である。
- 2 変動する国際社会への対応——経済のグローバル化等により国際交渉や国際的見地からの解決を図らなければならない課題が増加しており、国ではそうした課題への対応業務が増加しているため国内問題への国の負担を軽減するためにも地方分権改革を進める必要がある。
- 3 東京一極集中の是正——様々な弊害を生み出している東京一極集中を是正するためには人、物、情報の東京への集中を分散する必要がある、その一環として決定権限等を地方へ移す必要がある、地方分権の改革が必要である。
- 4 個性豊かな地域社会の形成——これからは画一的な街づくりではなく、多様化した価値観に応じた街づくりが要請されているが、こうした要請に地方公共団体が応えていくためにも決定権限を移すことが必要である。
- 5 高齢社会・少子化社会への対応——近年、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化に伴い、日本は危機的な状況を迎えている。これを打開するためには、地方分権改革を断行することによって、日本の国のかたちを新たなものとする変革を進め、希望と活力のみなざる分権型の新たな未来社会を築くことが不可欠である。

第2節 地方分権改革推進のための基本原則⁴

地方分権改革を推進するために次の基本原則を取り上げ、理解する必要がある。

1 基礎自治体優先

補完性・近接性の原理に従い、地方自治体、特に基礎自治体を優先する。人口減少・高齢社会が到来する時代に、安全・安心の施策網を構築し、多様な住民ニーズに的確に答えて行くことは住民に最も身近な「最初の政府」である基礎自治体の不可欠な役割であり、今後、その責任が増大する。そのため、基礎自治体優先の原則に立って、基礎自治体の役割と行財政体制を強化する分権改革を更に進める必要がある。

2 明快・簡素・効率

国と地方が対等・協力の関係に立ち、それぞれの役割を果たすには、「明快・簡素・効率」の基本原則に立脚し、明快な国と地方の役割分担を確立するとともに、「官から民へ」の考え方にに基づき、国・地方を通じて、無駄と重複を排除した、簡素で効率的な行政を実現する。

3 自由と責任、自立と連帯

地方の行政及び税財政の基盤を確立し、自由度を拡大して、地方自治体が責任を持って、行政を実施するとともに、自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う仕組みを実現する。地方自治体に与える事務や権限について本当の意味で判断の自由度と責任を確保し、権限移譲を実質的に進めていくためには、政府で徹底的な見直しを行う必要がある。

4 受益と負担の明確化

⁴ 地方分権推進委員会、「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方、一地方が主役の国づくり」、平成19年5月30日

3とあわせて、受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うようにする。地方政府の確立は、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する完全自治体を目指す取り組みでもあり、その運営は「自由と責任、自立と連帯」、「受益と負担の明確化」の基本原則に基づき展開されるべきである。特に立法の分権は政治改革にも連動しており、地方議会の機能、制度等についても抜本的な改革が求められる。

5 透明性の向上と住民本位

情報公開を徹底して、行政の透明性を向上させるとともに、首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでバランスを強化し、また住民参加の促進やNPOなどとのパートナーシップを確立して、真に住民のための地方分権改革を実現する。地方分権改革は、住民本位の自治とそれによる多様性と創造性にあふれた地域づくりを目指すものである。この実現には、情報共有と住民参加により透明性を確保した上で地域本位政策を確立することが不可欠である。住民自治の観点に立った分権論の重要性があらためて認識されるべきである。

第3節 地方分権改革の目指す方向性と道州制

「地方分権」のための改革が進められている。地方分権改革の目指す方向性は次のとおりである。

1 地方分権改革の目指す方向性⁵

a 分権型社会への転換

明治維新以来の中央集権型のシステムは、近代化と経済発展を効率的に達成することに大きな成果を挙げてきた。しかし、経済の高度成長の時代を終え、国・地方を合わせた未曾有の財務残高という負の遺産を抱える中、21世紀の人口減少社会においていっそう加速する少子高齢化やアジアにおける競争激化などの大きな変化に的確に対応していくためには、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する住民本位の分権型社会へ、抜本的な転換を図らなければならない。

b 地方の活力を高め、強い地方を創出

地方の活力なくしては、国の活力はない。地方のやる気、智慧と工夫を引き出し、地域に住む人たちのニーズや地域の魅力を一番とれえることができる地方が、自ら主役となって考えて、実行できる体制を作ることが不可欠である。地方が様々な行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで初めて強い地方を創出することが可能となる。国は、そのための条件整備を積極的に行うとともに、地方自治体は地域再生に向けて自らの企画力の向上を通じた地域経済基盤の強化を図る必要がある。

c 地方の税財基盤の確立

国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保等の観点から、税源配分の見直しをはじめとする地方税財政全体の抜本的な改革を進めなければならない。それにより、分権型社会にふさわしい地方の税財基盤を確立する。

d 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム

地方分権改革の推進により、国と地方を通じた簡素で効率的な筋肉質の行財政システムを構築し、財政健全化にも資するようにすべきである。国と地方の行政の重複を徹底

⁵ 地方分権推進委員会「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」、平成19年5月30日

して排除し、国の地方支文部局等を廃止・縮小を図る必要がある。また、受益と負担の関係の明確化等によりコスト意識を徹底し、自治体経営のスリム化と効率化を進め、納税者の立場に立った身軽で機動的な地方自治体としていかなければならない。

e 自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に

地方分権改革においては、「自己決定・自己責任」、「受益と負担の明確化」により「地方を主役に」の確立を目指すべきである。「地方を主役に」とは、地方が総体として国から自立するとともに、各地域が相互に連帯しつつ個々に自立する姿である。条例制定権を拡大して、首長・議会を本来あるべき政策決定機関に変え、自主経営を貫き、地方が主役となる。

2、道州制

地方分権のあり方については、これまでも様々な提言等がなされてきたが、近年、「道州制」の導入に関する議論が盛んである。平成 18 年 9 月に道州制担当大臣が置かれ、平成 19 年 1 月に道州制担当大臣の下に「道州制ビジョン懇談会」が設置された。道州制の導入に関する基本的事項について検討が進められている。その主要な狙いは地域独自の政策を立案遂行できる行政メカニズムを創出して、地域経済の活性化を図ることである。従って、主要な論点は地域自立化のための行財政調達及び道州制の下での新たな地域経済政策のあり方である。

(1) 道州制の位置づけ

道州制は、現行憲法の下で、広域自治体と基礎自治体との二層制を前提として構築する。現在の都道府県を廃止し、より自主性、自立性の高い広域自治体として道または州を設置する。道州制の導入に伴い、国の役割は真に国が果たすべきものに重点化され、その事務権限の相当部分を地方に移譲する。

(2) 制度設計の基本的な考え方⁶

a 国、道州、基礎自治体の役割を見直す。

道州制の制度設計を行う上での前提は、国と道州、そして基礎自治体が担うべき役割を明確に分担することである。新しい体制は「国の権限は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担い、広域的な補充は道州が行う」という構造に転換するものである。

b 基礎自治体と道州の規模を適正化する。

基礎自治体並びに道州がその役割を十分に発揮するには、適正な規模であることが望ましい。特に道州はグローバル化の中で経済と文化を発展させなければならないことを考えると、自立した高等教育、情報発信の機能を維持発展させる経済規模と人材維持機能が必要である。一方、基礎自治体は福祉、教育、公共事業等の一義的な責任をもつ必要性から一定規模が望ましいが、地域住民が「自らの政治」を実感できることも重要である。

c 国の役割を限定し、地域が「主権」を持つ。

新生される地域主権型道州制では、基礎自治体および道州は税の性格によって分割された税源を持ち、それぞれ自立した権限を運用する。道州ならびに基礎自治体は、自立した立法と行政の権限をもち、人材を備え、財政を運営するのである。

地域主権型道州制は、各地域が自らの判断と責任で、統一的な戦略のもと広域的・総合的な施策を行い、魅力と競争力のある地域づくりを進めていくゆく仕組みである。

d 国家組織の再編と道州ならびに基礎自治体の組織編制

新しい役割分担にもとづいて、国は独自の権限分野においてのみ活動し、道州及び基

⁶内閣官房、「道州制ビジョン懇談会中間報告」、平成 20 年 3 月 24 日

礎自治体に關与する国の出先機關は全廢する。当然、中央省庁の機能や人員は大幅に減少する。また、同時に道州ならびに基礎自治体の組織編制を行う。

e 地域特性に応じた柔軟な内部制度

地域主権型道州制においては、現行では国の役割だったものの多くを道州が担い、都道府県だったものの多くを基礎自治体が担うようになる。従って、住民と行政の距離は断然近くなる。ただし、市町村合併によって住民と行政が遠くなるような場合は、地域自治区や地域協議会にいつその工夫を加えて、地域住民がアクセスしやすい機関、例えば「行政センター（仮称）」を各地域に必要な数だけつくるなど、その地域の特性に対応した柔軟な制度を設ける。

(3) 導入時期及び工程表

道州制の導入時期及び工程表については、おおむね十年後、2018年までに道州制に完全移行すべきである。このため、道州制基本法は、2010年には原案を作成し、翌年の通常国会に提出する必要がある。道州には9道州、11道州、13道州の3例である。

第3章 権限移譲による中国の沿海地域の発展

第1節 中国の地域の区分⁷

中華人民共和国成立の初期、中央政府は、全国を東北、華北、華東、中南、西南、西北という「6大区」に区分すると同時に、地域政策の策定にあたっては、全国をおおまかに「沿海」と「内陸」という2つの地域に分けて政策の区分を行った。第7次5ヵ年計画（1986-1990）では、地域の配置と地域経済発展政策として、沿海を「東部沿海地帯」とし、内陸を「中部地帯」と「西部地帯」に分けて、全国が東部、中部、西部の3つの地域に区分することとなった。「東部沿海地帯」には遼寧省、北京市、天津市、河北省、山東省、江蘇省、上海市、浙江省、福建省、広東省、広西チワン族自治区の11地区、「西部地帯」には四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区の9地区が含まれるが、1988年に海南島が広東省から分離して省に昇格し、1997年に重慶は四川省から分離して直轄市に昇格したため、「東部沿海地帯」は12地区、「西部地帯」は10地区となり、「中部地帯」は残る9地区⁸を指す。以来、第11次5ヵ年計画採択（2006年3月）まで、この区分は、中国中央政府の地域政策の枠組みとして定着し、中国の地域経済研究においても比較的利用されることが多いのである。

⁷ 中国地方行政は、基本的に省級、地級、県級、郷級の4つの階層に分けられる。各級ごとにそれぞれ議会、行政、司法機関を有しながらも、各機関は中央機構及び上級機構の指導下にある。行政区画数は省級34（その内、直轄市4、省23、自治区5、特別区2）、地級333、県2860、郷級41040、2006年12月31日現在

⁸ 黒龍江省、吉林省、内モンゴル自治区、山西省、河南省、湖北省、湖南省、安徽省、江西省



中国行政区分の地図

第2節 中国における「地域政策」

中国では、日本の全国総合開発計画のような国土計画が作られておらず、中央政府の地域政策は基本的に5年ごとに策定されている「国民経済と社会発展5ヵ年計画」の中に反映されることになる。

1949年の建国から1970年代末まで、計画経済システムの下で地域均衡という公平性を重視した地域政策が実施された。中央政府の開発重点は一貫して内陸地域に置かれており、傾斜的に内陸部へ資金投下し、またそれと同時に、沿海部から大規模な産業移転を実施した。しかし、30年間続いたこの地域均衡政策の結果としては、内陸部における経済基盤がある程度できて、工業生産の地域分散化が進んだが期待された内陸地域における経済発展が得られず、目標とした沿海地域との格差是正も達成できなかった。

1978年の中国共産党第11期3中全会以後の改革開放に伴って、地域政策は効率性を重視する方向へ大きく調整され、1980年代から1990年代はじめには、経済発展の条件に恵まれた東部沿海地域の優先発展を追求する地域傾斜政策が行われた。その結果、沿海地域の経済は急速な発展を遂げており、またそれは全国経済発展の牽引役となり、内陸部を含む全国の経済成長に大きく貢献した。

一方では、沿海地域傾斜政策の実施によって、沿海地域における経済発展速度は内陸地域のそれを大きく上回り、両地域間の経済格差が広がることとなっている。それを背景に、1990年代半ば以降、政府の地域政策は再び地域均衡発展へと転換し、2000年に「西部大開発」、2003年に東北3省（黒竜江省、吉林省、遼寧省）の再生を図る「東北振興」、2005年に中部地域開発の促進を目標とする「中部崛起」が中央政府から次々と提起され、後進地域開発に向けた取り組みが本格化している。また2006年3月に採択された第11次5ヵ年計画（2006-2010年）の中でも、「地域間の調和の取れた発展」が主要課題の1つとされたのである。

第3節 沿海地域における地方政府の自主権の拡大

中国の改革・開放期以降、地方分権により、地方の権限が強化された。地方の自律性が高まった。「中央機関は、一部の機能と権限を地方レベルに割り当てた」が、実際、地方分権の実施過程において以下のような問題が生じていると言われる。例えば、市場経済化が進化したとされる 1990 年代以降も、中央政府各部門による統制は依然として強く、本来は地方に委任されるべき権限が、上級の関係部門に握られたままになっていて、実際には委任されない問題があるとともに、地方における投資についての中央政府各部門による認可手続きが複雑で、時間がかかり非効率であるといわれる。

1980 年、広東省の深圳、珠海、汕头と福建省の厦門における「経済特区」の設置が国務院から認可された。1984 年 2 月に行われた鄧小平と中央指導者たちの会議で、鄧小平による経済特区への支持表明および対外開放政策をさらに推進せよとの指示を受けて、沿海地区に位置する都市の開放問題が議論された。その結果、沿海地区に位置する 14 の都市⁹が開放されることが決定された。これらの経済特区、沿海開放都市はインフラの整備、投資環境の改善に伴って、工業を重点に第 1 次産業から第 3 次産業までを包括する総合的な経済開発地域である。その開発を促進するため、(1)外国投資企業を主とする多様な経済所有制の共存を認めること、(2)外資企業に対して税制の優遇や出入国での便宜を与えること¹⁰、(3)経済活動は市場調節を主とすること、(4)当地域の政府はより大きな経済自主権を持つことなど、多くの優遇政策を実施された。

まず、1979 年に、広州、福建の 2 省に対して、財政請負の導入、輸出獲得外貨の一部の地方保留、対外経済活動面での自主権拡大を中心とする「特殊政策、弾力的措置」の実施が講じられる。その後、経済特区、沿海開放都市の設置に伴って、これらの地方の政府にそれぞれ以下のような自主権を与えることになった。

1 地方財政請負制度の導入

改革前の中国の財政管理体制は、「統収統支」という中央政府が中央・地方財政双方の収入・支出を統一的に管理するシステムであった。1980 年から比較的豊かな地域の財政収入増大の意欲を高めるため、地方財政請負制度が導入された。地方政府が得られた財制収入の一部を中央政府に上納し、その残りを地方政府が独自に管理し、自由に支出できることになった。

2 固定資産投資の権限移譲

中央の国家計画委員会が審査し認可するプロジェクト投資限度額は、1985 年に従来の 1000 万元以上から 3000 万元以上に引き上げられ、さらに、経済特区において、5000 万元以下の重工業プロジェクトについては、各特区政府が自主的に審査・認可できることになった。

3 内陸部より高率の外貨保留比率の設定

金融機関に対する規制の緩和、深圳証券交易所と上海証券交易所の設置、外資優遇の特別政策、土地利用に関する地方法規、地域産業や技術進歩を促進するための政策などがあつた。

まとめ

分権改革は、地方政府に対する中央政府の権限の移譲である。また、規制改革は、中央政府の権力を弱め、脱中央政府化する点では、分権改革と指向性が共通する。

⁹大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連曇港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海

¹⁰ その主な措置として、他の地域では 30%とする企業所得税を 15%までの軽減、設備や原材料などの輸入関税の免除、出入国手続きの簡素化が挙げられる。

少子高齢化と人口減少時代の到来、グローバル化や情報化の一層の進展、国民の価値観の多様化など時代が急速に変化する中で、産業構造の転換が求められ、日本経済社会が「成長の時代」から「成熟の時代」の到来を迎える状況の下、国、地方も極めて厳しい財政事情に直面している。地方分権の理念からはもとより行財政の改革の観点からも、地方が国に依存し、その政策に追随する時代は終焉を迎えたと言える。国と地方の政府・自治体をめぐる環境も大きく変化しつつある。従って、現在の都道府県制度の存続を当然の前提とするのではなく、同制度の改革、見直しを含めた都道府県のあり方、道州制導入のメリット・デメリット、具体的な制度設計等について十分論議、検討すべきものと考えている。

改革開放以降の中国経済の高度成長が注目されてきているが、それは主に沿海地域の発展に支えられ、沿海地域の急速な経済成長に対して地方への権限移譲による沿海地域傾斜政策は重要な要因の一つである。東部沿海地域に対する傾斜政策の内容は、主に貿易と外資導入政策における優遇措置であり、傾斜的政策の推進によって、経済特区から沿海開放都市へと、点から面へ広がっていた。東部沿海地域は、もともと経済基盤を持っていたため、外国から資本、技術、経営ノウハウを導入することによって、輸出を中心とした外向型経済の発展を促進し、地域経済力の成長及び全国経済への波及効果が期待された。政策の実行においては、これまでに経験がなかったため、まず部分地域で実施し、成功してから次第に他の地域に推進していくこととなった。

この点から見て、北海道を対象区域としたいいわゆる「道州制特区」の取り組みが必要である。道州制特区推進法（2006年）の制定によって、現在の「道」と国の出先機関の地方区分が同一である北海道において、権限を新たな「道」に移譲し、やがて日本全国へと道州制を拡大していこうとしている。道州制特区制度を活用した北海道には、支庁改革や道内分権、市町村合併などの環境整備にも取り組みつつ、移譲された事務・事業を活用して、地域の発展につながる施策を総合的かつ効果的に推進することを期待する。「道州制特区」の導入を図ったのは、効率重視の視点から、北海道が優先的に導入することで日本全国の導入を喚起するためと考えられる。また全国の統一的に「道州制」を実現するまでには、一定の時間が必要であり、地域不均衡が一時的に存在することはやむを得ないと考えられる。

参考文献：

- 1 磯部靖、2008、「現代中国の中央・地方関係」慶応義塾大学出版会株式会社
- 2 地方分権改革推進委員会、2007、「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」
- 3 東田親司、2004、「現代行政と行政改革」株式会社芦書房
- 4 石井隆一、2005、「分権型社会の創造」株式会社万葉舎
- 5 森田朗、田口一博、金井利之、2008、「分権改革の動態」東京大学出版会
- 6 2004、「州制の導入および地方分権改革と地域経済の活性化に関する調査研究」（内閣府経済社会総合研究所）
- 7 張 兵、2007、「中国の地域政策の課題と日本の経験」晃洋書房